

川越市交通政策審議会

第 4 回審議会資料

	頁
1. これまでの審議結果と第 3 回交通政策審議会の指摘事項について	1
2. パブリック・コメントの実施結果について	3
3. 審議事項【答申書】	3
4. 今後の予定	3

平成 30 年 3 月 26 日 (月)

川越市都市計画部交通政策課

1. これまでの審議結果と第3回交通政策審議会の指摘事項について

1-1 これまでの審議結果

本市の新たな交通施策は、市内の交通空白地域における移動を支援することを目的とし、持続的に運行可能な交通を導入することを前提として、実施するものです。これまでの審議結果について整理いたしました。

表 1-1 これまでの審議結果

No.	審議会開催日	審議事項	具体的な審議結果																	
1	第2回 平成29年 10月31日 午前10時～	サービス対象地域	市中心部を除く、交通空白地域間の移動と交通空白地域並びに周辺の主要施設間までの移動とします。																	
2		対策手法	一般乗合旅客自動車運送事業によるデマンド型交通とし、需要が少ない場合には、一般乗用旅客自動車運送事業による運行も想定します。																	
3		対象者	市民を対象とすることでスタートし、将来的には市民以外の利用について検討していきます。																	
4	第3回 平成30年 1月22日 午前10時～	運行時間	午前8時～午後6時までとします。																	
5		料金体系	基本料金を1回500円の定額制とし、未就学児、小学生、高齢者、障害者等については割引制度を設けます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>適用条件)</th> <th>料金(1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>・大人(市内在住の中学生から69歳までの方)</td> <td>500円 (基本料金)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子供</td> <td>・未就学児</td> <td rowspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>・小学生</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>・市内在住の70歳以上の方</td> <td rowspan="3">300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td>・身体障害者手帳をお持ちの方</td> </tr> <tr> <td>・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・障害者の介護者(1名もしくは2名)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	適用条件)	料金(1回)	大人	・大人(市内在住の中学生から69歳までの方)	500円 (基本料金)	子供	・未就学児	無料	・小学生	高齢者	・市内在住の70歳以上の方	300円	障害者	・身体障害者手帳をお持ちの方	・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・障害者の介護者(1名もしくは2名)
分類				適用条件)	料金(1回)															
大人				・大人(市内在住の中学生から69歳までの方)	500円 (基本料金)															
子供				・未就学児	無料															
	・小学生																			
高齢者	・市内在住の70歳以上の方	300円																		
障害者	・身体障害者手帳をお持ちの方																			
	・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・障害者の介護者(1名もしくは2名)																			
6	実施地区	川越市自治会連合会の支会の区域をもとに、市中心部を除き、市内を3つの地区に分け、その地区内の交通空白地域及び主要施設をワゴン車両1台(合計3台)により運行します。 平成30年度中に、地区3(霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細・山田)での運行開始を目指します。地区3の運行開始とともに、地区1(芳野・古谷・南古谷)及び地区2(高階・福原・大東)において、運行開始に関する準備を進め、準備が調い次第、運行を開始することとします。																		
7		答申書の原案	答申書の原案については、前回までに決まった内容を記載させていただいており、次回、正式に答申書として審議いただきたい。																	

1 - 2 第3回交通政策審議会の指摘事項について

第3回交通政策審議会（平成30年1月22日（月））における委員の皆さまよりいただいた指摘事項と対応内容について、整理しました。

表 1-2 第3回交通政策審議会の指摘事項と対応内容

No.	指摘事項	具体的な指摘内容	指摘事項に対する対応や考え方
1	運行時間について	・午前8時から午後6時の運行時間の前後については、午後6時以降の通勤帰りの利用ニーズがあると思われるため、今後、改善する機会があれば検討してほしい。	・運行内容の見直しの中で、検討していきたいと考えています。
2	料金設定について	・料金設定について、さまざまなお意見をいただいた。 > 高齢者の料金は、川越シャトルの100円（特別乗車証制度）に比べると、新たな交通の300円は高いため、200円にしてはどうか。 > 小学生、高齢者、身障者の割引制度は、段階があっても良いと思う。 > 既存公共交通とのバランスやワンボックス車両への投資から基本料金の500円は、維持して欲しい。 > まずは、始めてみて、2～3年の見直しの中で、見直していけば良いと思う。 ・川越シャトルでは、対象としていない精神障害の方の介護者について、新たな交通において割引制度の適用が可能なのか。	・新たな交通は、バスとタクシーの中間的なサービスを考えていること、通常の路線バスよりは、きめ細やかな乗降場の設置を予定し、利便性が上がることから基本料金を500円、小学生、高齢者、障害者の方は300円とすることでスタートし、利用状況などから料金を見直していきたいと考えています。 ・精神障害者の方の介護者については、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定の適用外となっており、これに基づき川越シャトルも割引制度の適用外としております。新たな交通においても、同様に適用外とさせていただきたいと考えています。
3	事前予約の条件について	・毎週一定の時間に病院に行くために使いたい人は、毎週、定期利用できるようなシステムにしてはどうか。	・事前予約は、利用日の2週間前から予約回数の制限なしでスタートし、状況に応じて見直していきたいと考えています。
4	実施地区について	・地区3・4を先に導入するとのことであるが、出来れば全地区同時にスタートできればよいと思う。	・全地区同時のスタートは、乗降場の整備（地元、地権者等の協議）や説明会実施等に多大な事務が発生することから困難であるため、まず1地区からスタートしたいと考えています。
5	車両について	・予定しているワゴン車両の調達方法及びドアの開閉や乗り降り、車いすを持ち込む場合などの対応について、考えを聞きたい。	・車両は、運行事業者に調達してもらうことを考えています。 ・車両のドアは、運転手が開閉できるタイプを想定しています。 ・車両の乗り口は、高さが低い車種やステップを実装している車種など乗り降りしやすい車両を想定しています。 ・車いすは、電動型の車いすなど重量が重いもの、積み込みが不可能なサイズのもの、対応が困難と考えています。 ・利用者は、運転手の補助なしに、自力で乗降できる方と考えています。
6	運行名称やデザインについて	・実験の時は「ときも号」だったと思うが、車種のデザインや名称はどうするのか。名前も重要だが、その決め方も重要であると思うので検討してほしい。	・一部の地域から運行を開始するため、全地区展開し、新たな交通の運行の見直しの際に、市民に広く愛称を募集し、親しみのある名称やデザインに変更していきたいと考えています。

2 . パブリック・コメントの実施結果について

2 - 1 パブリック・コメントの実施状況

川越市の意見公募手続（パブリック・コメント手続）に従い、これまで審議いただいた新たな交通施策（案）について、パブリック・コメントを実施しました。

- ・ 案件名 : 川越市新たな交通施策（案）に対する意見募集
- ・ 募集期間 : 平成 30 年 2 月 13 日（火曜）から平成 30 年 3 月 14 日（水曜）まで
- ・ 募集方法 : 提出書式（用紙）に意見を記入していただき、直接持参、郵送、FAX、電子申請のいずれかの方法により意見募集
- ・ 意見人数 : 4 人
- ・ 意見件数 : 1 6 件

2 - 2 パブリック・コメントの意見概要と市の考え方について

パブリック・コメントの意見概要と市の考え方については、資料 3 を参照ください。

3 . 審議事項【答申書】

これまでの審議結果を踏まえた答申書については、資料 2 を参照ください。

4 . 今後の予定

現時点において、今後のスケジュールは、下記のとおり考えています。

- | | |
|----------------------|--|
| ・平成 3 0 年 3 月 2 6 日 | 市への答申 |
| ・平成 3 0 年 4 月～7 月頃 | 運行計画作成 |
| ・平成 3 0 年 4 月～5 月頃 | 運行事業者募集 |
| ・平成 3 0 年 6 月～1 2 月頃 | 事業準備（運輸局への許認可申請、システム契約、乗降場設置、住民説明会、周知活動など） |
| ・平成 3 0 年 1 2 月頃 | 運行開始予定 |

答 申 書

川越市交通政策審議会

答申にあたって

川越市では、平成8年3月から、交通空白地域の解消、高齢者や障害者の移動に配慮した交通手段等を目的として、市内循環バス「川越シャトル」を運行しております。本年4月から、新しい路線による運行が開始されることとなり、市民の期待は非常に大きいものと考えております。

しかしながら、現状において川越シャトルだけでは、市内すべての交通空白地域をカバーすることは不可能であり、買い物や通院等の日常生活の移動に支障が出る高齢者が増加していることに伴い、地域の生活の足を確保することが求められております。

さらに、平成29年3月に策定された『川越市都市・地域総合交通戦略』では、市民が暮らしやすい交通の実現を基本目標としており、交通空白地域における交通手段を確保することが施策の方針の一つとして位置付けられております。

さて、本審議会は、平成29年8月17日に川越市長から、新たな交通施策に関する諮問を受け、これまでに計4回にわたって審議を行いました。今回の諮問は、このような背景から行われたものと推測しており、市民の生活に直接影響する事項であるため、重要かつ難しい課題であると考えております。

なお、本審議会の答申は、超高齢社会の到来に鑑み、既存の公共交通機関に影響を与えないよう、交通戦略の方針の具体策として、交通空白地域における市民の移動支援を目的としたデマンド型交通を運行することが最善である、との結論に至りました。

今後は、持続的に運行可能な交通とすることを前提として、新たな交通に関する事業を開始し、利用状況等を考慮しながら、弾力的に事業を展開していく必要があると考えております。さらに、行政や交通事業者や地域住民等が、それぞれ連携して交通に関する課題に取り組んでいくことが必要と考えられます。

今回の答申により、新たな交通が生活の足として地域に根付き、利用者が増えることにより将来にわたって持続可能な交通となり、川越市の交通行政がさらに発展することを祈念申し上げます。

平成30年3月26日

川越市長 川合 善明 様

川越市交通政策審議会
会長 久保田 尚

本審議会は、次のとおり新たな交通施策について、答申します。

1 目的

公共交通機関が充実している市中心部を除き、市内の交通空白地域における市民の移動支援を目的として、新たな交通施策を実施する。

ただし、持続的に運行可能な交通を導入することを前提として、交通施策を実施するものとする。

2 サービス対象地域

市中心部を除き、交通空白地域間の移動、交通空白地域と周辺の交通結節点もしくは主要施設の移動を対象地域とする。

3 対策手法

一般乗合旅客自動車運送事業によるデマンド型交通を運行することとする。

4 対象者

市民を対象者として、事業を実施することとする。

なお、運行開始後、需要が少ない場合には、対象者を拡大することを検討する。

5 運行時間

年末年始を除く毎日の午前 8 時から午後 6 時までとする。

6 料金体系

基本料金を 1 回 5 0 0 円の定額制とし、未就学児、小学生、高齢者、障害者等については、割引制度を設け利用促進を図っていくこととする。

7 実施地区

市中心部を除き、市内を 3 つの地区に分け、平成 3 0 年度中に、地区 3（霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細、山田、本庁の一部）の 1 地区の運行開始を目指すこととする。残りの 2 地区については、運行開始に関する準備を進め、準備が調い次第、運行を開始することとする。（別図参照）

8 車両サイズ・台数

ワゴン車両により各地区 1 台で運行することとする。

9 今後の見直しについて

新たな交通施策は、持続的に運行可能な交通とすることを前提として、利用状況等を考慮しながら、概ね 2 ～ 3 年で随時見直しを行い、事業を実施していくこととする。

川越市交通政策審議会

会 長	久保田 尚	(埼玉大学大学院)
副 会 長	新井 正司	(川越市自治会連合会)
委 員	尾崎 晴男	(東洋大学)
	長田 雅基	(川越市議会議員)
	伊藤 正子	(川越市議会議員)
	荻窪 利充	(川越市議会議員)
	山木 綾子	(川越市議会議員)
	竹澤 穰治	(川越商工会議所)
	原 伸次	(川越市老人クラブ連合会)
	杉山 榮子	(川越市女性団体連絡協議会)
	鈴木 良枝	(川越市交通安全母の会)
	小宅 道夫	(川越市社会福祉協議会)
	山田 誠次	(川越市障害者団体連絡協議会)
	竹島 達也	(西武バス株)
	山崎 俊明	(東武バスウエスト株)
	堀米 康史	(イーグルバス株)
	畦地 英樹	(埼玉県企画財政部交通政策課)
	長屋 俊直	(埼玉県川越警察署)
	工藤 憲一	(公募委員)
	山内 章一	(公募委員)
臨時委員	三上 秀樹	(埼玉県乗用自動車協会)
前 委 員	原口 一郎	(西武バス株)

別表

料金表

分類	適用条件	料金（1回）
大人	・中学生から69歳までの方	500円
子供	・未就学児	無料
	・小学生	300円
高齢者	・70歳以上の方	
障害者	・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
	・障害者の介護者（1名もしくは2名）	
障害児	・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	150円
	・障害児の介護者（1名もしくは2名）	300円

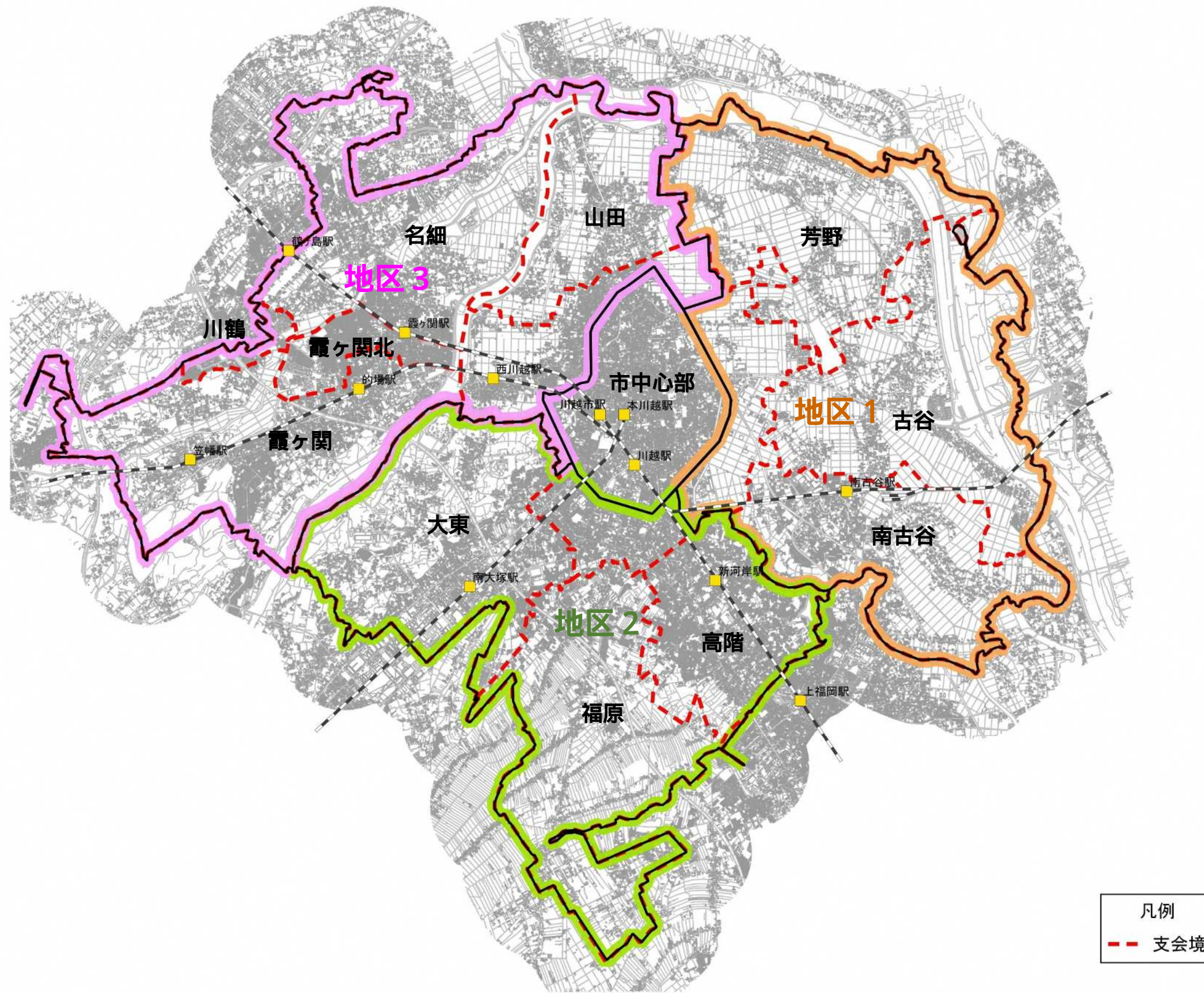


図1 新たな交通の運行区域

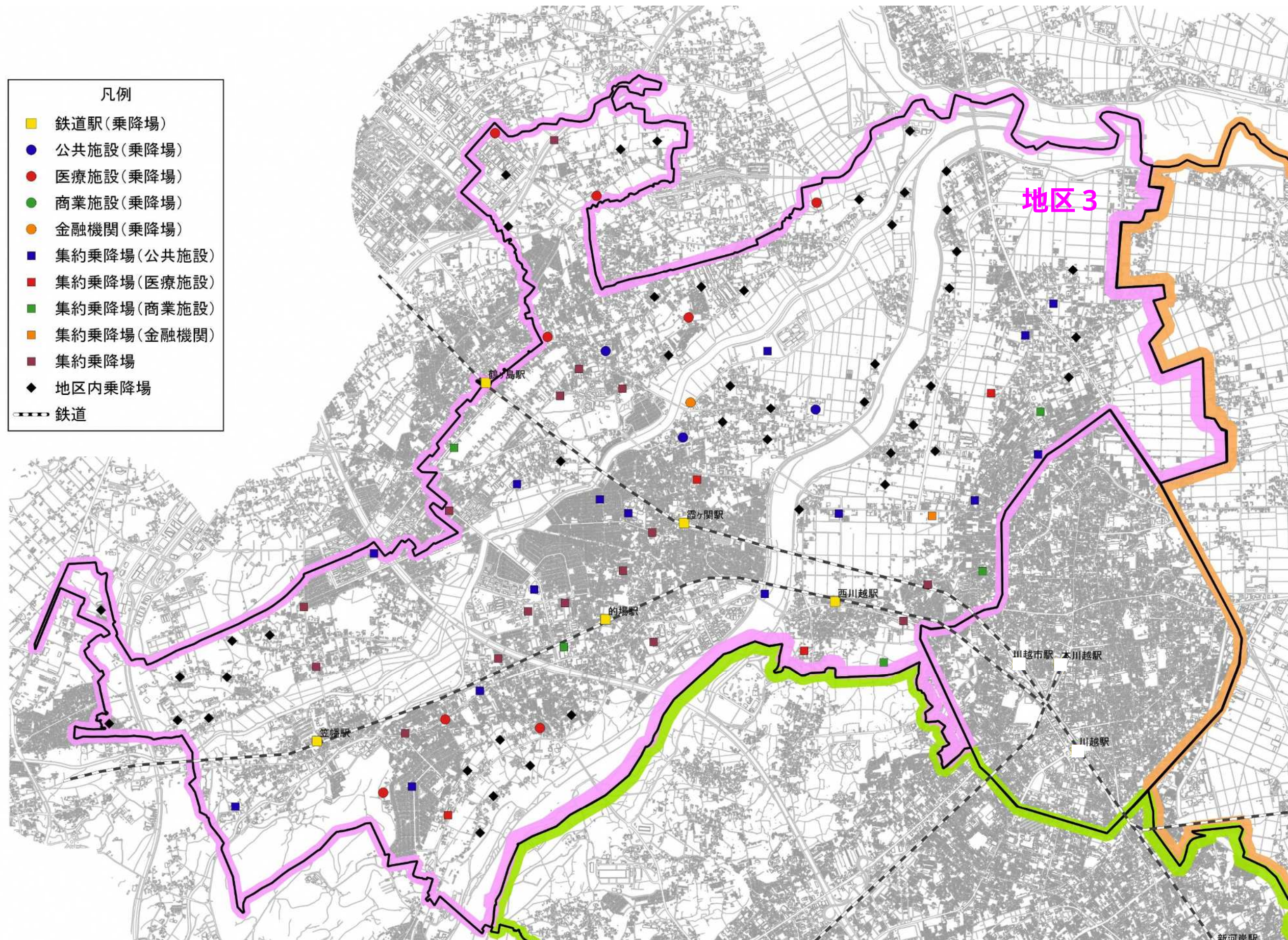


図2 実施地区における乗降場設置イメージ

「川越市新たな交通施策（案）」に対する
意見公募手続の結果及び市の考え方について

1 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間 平成30年2月13日（火）～平成30年3月14日（水）
- (2) 募集対象
 市内に住所を有する者
 市内の事業所等に勤務する者
 市内の学校に在学する者
 その他この案に関し利害関係を有する者
- (3) 閲覧場所
 交通政策課（本庁舎5階）、各市民センター、南連絡所
 市ホームページからの閲覧
- (4) 意見提出方法
 直接持参
 郵送
 ファクス
 市ホームページからの電子申請

2 意見公募手続の結果

- (1) 意見提出者 4名
- (2) 意見件数 19件（うち意見反映2件）

3 意見の概要と市の考え方

いただいたご意見とそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

	意見の概要	市の考え方
1	中心市街地（本庁・行政等の機関・金融等商業施設・医療機関等）に鉄道駅を経由しないで直接の交通ネットワークが望まれる。	既存の公共交通への影響を回避する必要があることから、交通機関が充実している中心市街地への直接の乗り入れは想定しておりません。
2	市内・隣接地域の総合医療病院への最短の交通ネットワークが望	新たな交通は、他の乗客との乗合により、それぞれの目的地までの運

	まれる。	行形態となるため、必ずしも最短の経路とならない場合があります。
3	川越駅を取り巻くJR・東武・西武の鉄道駅間をつなぐ交通ネットワークが望まれる。	新たな交通は、交通空白地域の移動手段であり、駅と駅をつなぐことは想定しておりません。
4	車移動のできない高齢者、障害者、幼児保育等の利便性を前提とした交通ネットワークが望まれる。	新たな交通は、交通空白地域における市民の移動手段であり、特定の方の移動手段とはしておりません。
5	「川越市バスマップ」のシャトル運行路線とデマンド型交通政策を総合的に勘案して、前記1～4を前提とした市内循環交通ネットワークの政策が望まれる。	既存の鉄道やバス路線を維持するとともに、川越シャトルとデマンド型交通により交通空白地域をカバーすることで、市内全域の移動手段を確保したいと考えております。
6	<p>障害者料金は、無料とすべきである。障害者と介助者がそれぞれ300円であると600円かかることとなり、障害の無い方は500円であるため、健常者より高い金額となるのはおかしい。市の事業である以上、障害がある人の社会参加を促進する施策を講じる必要がある。</p> <p>介護者が必要な障害者が、障害者と同一料金でないこと、障害のない人より高い金額設定になっていることは障害者差別であり許されない。</p>	<p>新たな交通は、乗員が10名のワゴンタイプの車両を想定し、運行も経路を定めず、区域内の決められた乗降場と乗降場を結ぶもので、川越シャトルを含めた路線バスとタクシーの中間的な移動手段を予定しております。</p> <p>また、交通空白地域の移動手段として、将来にわたって持続可能な交通としていくためにも、障害者及びその介護者にもご負担をお願いするものです。</p>

7	<p>障害者の料金が300円となっているが、障害者の子どもも同一の300円である。障害者の子どもも減額して欲しい。</p>	<p>障害がある子どもの料金については、子ども料金からの半額になるよう見直します。</p> <p>意見を反映いたします</p>
8	<p>医療と商業施設の整備された（移動に負担がある高齢者や障害者にとって1か所で用が足りる）ワカバウォークを地区3のエリアに設定して欲しい。</p>	<p>新たな交通は、決められた区域内を運行することを想定しておりますが、市外の乗降場の設置につきましては、いただいたご意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p>
9	<p>各地区のワゴン車両が1台ずつで計3台とのことであり、ニーズが多い地区では台数を増やして欲しい。</p>	<p>新たな交通は、スタート時点では各地区1台を想定しております。今後の利用状況やタクシー等の既存の公共交通への影響等を考慮しながら、2～3年程度で運行台数等を含めた制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。</p>
10	<p>概ね2～3年で随時見直しをすることのだが、この期間にとらわれず、必要な人が利用しやすいように、料金設定や停留所の場所等の見直しを行って欲しい。</p>	<p>現時点では、2～3年程度の見直しを想定しておりますが、利用状況やタクシー等の既存の公共交通への影響等を考慮し、柔軟に対応できるよう、検討してまいりたいと考えております。</p>
11	<p>新たな交通施策がスタートしても、ネットワークが無く孤立している高齢者に、情報が行き届かない可能性があるため、ありとあらゆる角度から周知をして欲しい。</p>	<p>新たな交通は、市民を対象としており、できるだけ多くの方々にご利用いただきたいと考えております。</p> <p>したがって、市広報やホームページ、さらには地域における説明会等を通じまして、事業のPRに努め、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。</p>

		意見を反映いたします
12	<p>システムのイメージがはっきり分からない。このシステムが良く分かるような説明を望み、住民の利便を第一に福祉の観点を加えた原案を望む。</p> <p>また、市の主催で説明会を開き、計画案等を説明し、住民の疑問に答え、要望・意見を聴取していただきたい。</p>	<p>新たな交通の事業内容が確定しましたら、自治会への説明会、また、地域の会合の際に、説明するお時間をいただいたりするなど、市民の皆さまに分かりやすく事業を説明してまいりたいと考えております。</p> <p>さらには、市の広報紙やホームページなどにより、事業の周知に努めてまいります。</p> <p>なお、この事業は市民を対象としておりますが、高齢者や障害者の方々への割引料金の設定や車椅子を折り畳んでの乗車への対応など、福祉の観点による配慮も行っております。</p>
13	<p>乗降場が最大の関心事であるため、十分に住民の意見を取り入れて、満足・安心できるように市が主体的に取り組んでいただきたい。なお、自治会への丸投げはあまり賛成できない。</p>	<p>交通空白地域の集落内に、今後地域の乗降場を設置する予定であり、現時点では概ね200から300メートル間隔で設置することを考えております。</p> <p>なお、乗降場につきましては、地域の方々の意見を参考に、今後決定してまいりたいと考えております。</p>
14	<p>目的地へ行くのは良いが、帰りはどうなるのか不明である。</p>	<p>新たな交通を利用するためには、事前の予約が必要となります。</p> <p>なお、始発便を除き、当日の予約も可能でありますので、帰りの便は、予約方法をうまく使い分けていただければと考えております。</p>

15	<p>前日の予約がうまく取れないことへの対応。</p>	<p>実証実験の際は、1週間前から予約を取ることができました。</p> <p>今回につきましては、もう少し早い段階から予約できるよう検討してまいります。</p>
16	<p>事業の詳細を決定する前に住民に説明会を開催し、案を示し、使い勝手の良い制度とすべきである。</p>	<p>交通空白地域における移動手段を可能な限り早期に用意することを最優先としており、詳細を決定する前の段階で、住民説明会を開催することは現在考えておりません。</p> <p>なお、新たな交通の事業内容が確定しましたら、自治会への説明会、また、地域の会合の際に、説明するお時間をいただいたりするなど、市民の皆さまに分かりやすく事業や利用方法を説明してまいりたいと考えております。</p>
17	<p>過去の実証実験の際は、予約の取り方が、前日までとなっていたと思う。診察が終わらないと帰りの時間が分からないため、当日も申し込めるようにしてほしい。</p>	<p>過去の実証実験において、始発便を除き、当日の予約は可能でありました。今回につきましても、同様の運用を図ってまいりたいと考えております。</p>
18	<p>実証実験でも分かるように、高齢者の利用が多いと思うので、高齢者が利用しやすいように乗降場所はこまめに設定してほしい。</p>	<p>交通空白地域の集落内に、今後地域の乗降場を設置する予定ですが、現時点では概ね200から300メートル間隔で設置することを考えております。</p>
19	<p>利用者が増え予約が取りにくくなった際に、車を増やすなどの対応はどのようになるのか。</p>	<p>利用者が増大し、予約が取りづらい状況となった際は、予約方法の変更や車両の増加などの検討を図ってまいりたいと考えております。</p>

第4回川越市交通政策審議会 資料の修正等について

1 修正

(1) 資料1 2ページ

1 - 2 第3回交通政策審議会の指摘事項について

表1 - 2 第3回交通政策審議会の指摘事項と対応内容

2 料金設定について

[指摘事項に対する対応や考え方]

(誤): 精神障害者の方の介護者については、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定の適用外となっており、これに基づき川越シャトルも割引制度の適用外としております。新たな交通においても、同様に適用外とさせていただきたいと考えています。

(正): 精神障害者の方については、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定において、障害の程度により介護が必要と認められる場合があります。

川越シャトルにおいて、身体障害者手帳(第1種)、療育手帳(第1種・第2種)をお持ちの方は、介護者(1名もしくは2名)が認められておりますが、精神障害者の方の介護者は認められていないため、川越シャトルと新たな交通の両事業におきまして、時機を合わせて料金体系の見直しを行えるよう、検討してまいります。

(2) 資料1 3ページ

2 - 1 パブリックコメントの実施状況

(誤): ・意見件数 16件

(正): ・意見件数 19件

2 追加

(1) 資料2 答申書

6 料金体系

~~基本~~料金を1回500円の定額制とし、(中略)こととする。

料金については、別表「料金表」のとおりとする。

10 その他

精神障害者(児)の方の介護者料金については、川越シャトルと新たな交通の両事業において、時機を合わせて料金体系の見直しを行えるよう、検討することとする。

新たな交通は、市民を対象としていることから、市広報やホームページ、さらには地域における説明会等を通じて事業のPRに努め、周知徹底を図ることとする。

委員名

~~長屋 俊直 (埼玉県川越警察署)~~
本多 一美 (埼玉県川越警察署)
(前委員) 長屋 俊直 (埼玉県川越警察署)

参考：正誤表

	誤	正
資料1 2ページ 表1-2 2料金設定について 指摘事項に対する対応や考え方	・精神障害者の方の介護者については、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定の適用外となっており、これに基づき川越シャトルも割引制度の適用外としております。新たな交通においても、同様に適用外とさせていただきたいと考えています。	・精神障害者の方については、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定において、障害の程度により介護が必要と認められる場合があります。 川越シャトルにおいて、身体障害者手帳（第1種）、療育手帳（第1種・第2種）をお持ちの方は、介護者（1名もしくは2名）が認められておりますが、精神障害者の方の介護者は認められていないため、川越シャトルと新たな交通の両事業におきまして、時機を合わせて料金体系の見直しを行えるよう、検討してまいります。
資料1 3ページ 2-1 パブリック・コメントの実施状況	・意見件数 16件	・意見件数 19件
資料2 答申書		6 料金体系 基本料金を1回500円の定額制とし、（中略）こととする。 料金については、別表「料金表」のとおりとする。

<p>資料2 答申書</p>		<p>10 その他 精神障害者(児)の方の介護者料金については、川越シャトルと新たな交通の両事業において、時機を合わせて料金体系の見直しを行えるよう、検討することとする。 新たな交通は、市民を対象としていることから、市広報やホームページ、さらには地域における説明会等を通じて事業のPRに努め、周知徹底を図ることとする。</p>
<p>資料2 答申書</p>	<p>委員 (中略) 長屋 俊直 (埼玉県川越警察署)</p>	<p>委員 (中略) 長屋 俊直 (埼玉県川越警察署) 本多 一美 (埼玉県川越警察署) 前委員 (中略) 長屋 俊直 (埼玉県川越警察署)</p>